裏面もご覧ください

柏市 KASHIWA CITY

※ 国・県・市等の施設を除く

柏市上下水道局と水道契約をしている使用者の皆さんへ

柏市は物価高騰に対し生活を支援します！

第1回（令和4年度），第2回・第3回（令和5年度）に続いて

令和7年5・6月検針分の

水道基本料金を免除

申請手続きは「不要」です

水道料金の内訳は？　　何が免除されるの？

水道料金		下水道使用料
基本料金＋従量料金	＋	基本料金＋従量料金

物価高騰による生活支援

免除

・従量料金（水道をご使用した分）及び下水道使用料は、<u>免除の対象外</u>です。

★免除される水道基本料金は「口径」によって決まります。

※「口径」とは、水道メーターの取り付け部分の口径をいいます。

口径	基本料金(税込) ※1検針あたり
13	1,012円
20	2,728円
25	4,466円
40	13,728円
50	20,240円
75	50,820円
100	108,680円
150	248,600円
200	462,000円

例:口径「20」の場合（水道使用水量35㎥で算出）

9,785円 － 2,728円 ＝ 7,057円（税込）

通常の請求額　水道基本料金（税込免除額）　合計金額（免除後）

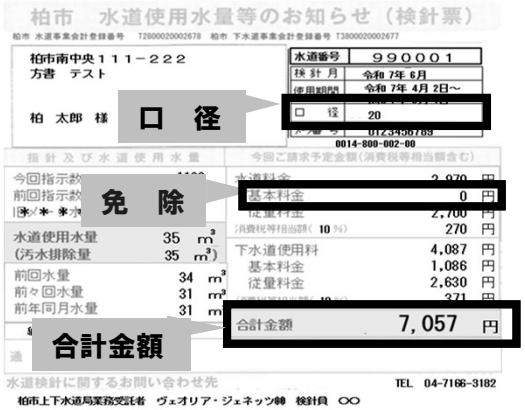

ご案内

検針票に記載されている「合計金額」欄は、<u>免除後の金額</u>となります。

※基本料金と従量料金を分けて表記（税別）するよう検針票の様式を変更しました。

〈お問い合わせ先〉

・柏市上下水道局料金センター　（住所：柏市千代田１丁目２－３２）

・電話０４－７１６６－２１９１　（上下水道局代表番号、音声案内）

・午前８時３０分～午後６時１５分（日曜、祝日及び年末年始を除く）

柏市水道キャラクター
カシミズ　くん

水道料金の基本料金免除に　⇒
ついてのホームページです。⇒

柏市
KASHIWA CITY

水道基本料金の免除に関するお知らせ事項

・検針は、**２か月に１回**です。毎月の請求ではございません。

・水道基本料金は、免除終了後に現行どおりのご請求となります。

・検針月が「**令和７年5月**」又は「**令和７年6月**」と記載されているものが免除対象となります。

・検針票の「口径」欄に記載されている数字は、水道メーターの取り付け部分の大きさを表記しています。（例：「１３」＝１３㎜）

・請求金額が０円になる場合は、納入通知書を送付しません。口座振替をご利用の場合は、振替（口座引き落とし）がありません。

・水道基本料金の免除において、銀行やコンビニエンスストア等へ誘導することや、銀行の口座番号やキャッシュカードの暗証番号・クレジットカードの番号や暗証番号について、お聞きしたり、訪問してお預かりすることはございません。不審な問い合わせがあった際には，警察へご連絡をお願いします。

Q＆A

Q.使用している水道メーターの口径がわかりません。

A.検針の際に，ドアポスト等へ投函しております「柏市　水道使用水量等のお知らせ（検針票）」に記載されています。（表面参照）

Q.引越により使用期間が２か月に満たない場合は、水道基本料金の免除の対象となりませんか。

A.使用開始から検針までの期間に応じて0.5か月単位で基本料金を免除します。
※ただし、使用開始や休止の時期により、免除の対象とならない場合があります。

●お問い合わせは、柏市上下水道局料金センター（電話０４－７１６６－２１９１）までお願いいたします。